

令和 3 年 5 月 26 日

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様
(D P C 用)」の更新について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」(平成 20 年厚生労働省告示第 95 号)が、令和 3 年 5 月 18 日付け厚生労働省告示第 200 号をもって一部改正されたことに伴い、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様 (D P C 用)」(以下「記録条件仕様」という。)を、下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

なお、更新内容については、令和 3 年 5 月 19 日から適用となります。

記

○ 更新内容

記録条件仕様の「別表 27 診療区分コード」に次の項目を追加した。

【追加項目】

- 「0280 ラロトレクチニブ硫酸塩」
- 「0281 ポラツズマブ ベドチン」
- 「0282 デニロイキン ジフチトクス」
- 「0283 ダラツムマブ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ」